

年金機構けんぽからのお知らせ（第 644 号） 8.3.13

資格喪失(退職)時の手続きについて

日本年金機構を退職すると、翌日から被保険者の資格が喪失します。資格確認書をお持ちの方は、資格喪失日以降、拠点へ資格確認書等（被扶養者分も含む）を返却してください。

1. 資格喪失証明書が必要な場合

国保等に参加する際に、資格喪失証明書が必要な場合は、「資格喪失等証明書発行申請書」を記入のうえ、提出してください。**自動的には発行されません**ので、ご注意ください。

<提出時期>

申請書の提出は資格喪失日以降が原則ですが、事前に提出される場合であっても、退職日前 1 ヶ月以内でお願いします。（それ以上前に提出された場合は対応出来ませんので、ご注意ください。）

<提出方法>

「資格喪失等証明書発行申請書」を記入のうえ、当健康保険組合宛てに郵送で提出してください。

2. 任意継続被保険者制度に参加する場合

退職後、当健康保険組合の任意継続の加入を希望される際は、「任意継続被保険者資格取得申出書」を記入のうえ、提出してください。

ただし、加入条件がありますので、以下をご確認ください。

<加入条件>

①退職までに継続して2カ月以上の被保険者期間があること

②資格喪失日から 20 日以内に必着で申出書を当健保組合へ送付すること

※健康保険組合が指定する第 1 回目の納付期限までに保険料が納付されない場合、申込は取り消されますので、ご注意ください。

<提出時期>

申出書の提出は資格喪失日以降が原則ですが、事前に提出される場合であっても、退職日前 1 ヶ月以内でお願いします。（それ以上前に提出された場合は対応出来ませんので、ご注意ください。）

<提出方法>

「任意継続被保険者資格取得申出書」を記入のうえ、当健康保険組合宛てに郵送で提出してください。

※なお、4月は申請者が多いため、通常よりも発行に時間を要しますので、あらかじめご了承ください。
(電話での進捗状況の確認等は、お控えください。)

照 会 先	日本年金機構健康保険組合 業務課 電話番号 03-5216-3223 ※お問い合わせは 12 時～13 時を除いた時間帯にお願いします。 (12 時～13 時は担当不在により回答できない場合があります。)
添 付 資 料	【別添1】資格喪失等証明書発行申請書 【別添2】任意継続被保険者資格取得申出書

よくある質問

[資格喪失証明書について]

- Q. 退職後、直ぐに国民健康保険に切り替えるため、早急に資格喪失証明書が必要。申請書を提出したらどれくらいで届くか。
- A. 資格喪失証明書は、事業主から当健康保険組合に資格喪失届が提出され次第、通常 2～3 営業日で発送しておりますが、4月は証明書の発行を希望される方が多いため、7～10営業日で送付となりますので、あらかじめご了承ください。

- Q. 資格喪失証明書を速達で送付してほしい。
- A. 当健康保険組合では速達での対応は出来かねます。速達での送付を希望される方は、普通郵便と速達分の切手を貼った返信用封筒をご用意の上、申請書と郵送してください。

[任意継続被保険者加入について]

- Q. 退職時に扶養に入っていた者もそのまま扶養に入れたい場合は、添付書類は必要か。
- A. 添付書類は不要ですが、引き続き扶養認定を希望の場合は、申出書の被扶養者欄に必ず氏名等のご記入をお願いします。

[資格確認書について]

- Q. 退職後、直ぐに医療機関へ受診の予定がある。自己負担になってしまうので、在籍時の資格確認書を使用しても良いか。
- A. 使用できません。資格喪失後に早急に拠点へ資格確認書をお返してください。なお、使用してしまった場合には、後日、返還請求させていただきます。

[共通]

- Q. 健康保険組合へ直接、持参して提出しても良いか。
- A. 窓口対応は行っておりませんので、必ず郵送にて提出してください。

[任継の場合]

退職後20日以内に必着となるよう郵送で提出してください。
なお、20日目が土日祝の場合は翌営業日が期限となります。当健康保険組合への届出が申出の期限を経過した場合は、加入できませんのでご注意ください。